

ヒアリング調書その2 (10月13日分)

1	市民センター使用料	1
	(参考)市民センター使用料関係資料	7
2	墓地公園管理使用料	13
3	斎場使用料(式場等)	17
	(参考)斎場使用料関係資料	20
4	し尿処理手数料	21
5	浄化槽汚泥処分手数料	23
6	市営住宅污水处理場使用料	25

使用料調書

施設名	市民センター・全体
根拠条例等	水戸市市民センター条例
担当課	市民生活課

使用料の状況				
概要及び単価等	使用料は徴収していない。			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	「集める公民館」から「集まる公民館」への移行を積極的に推進し, 公民館をより気軽により広く, 多数の住民に活用していただくため, 平成元年4月から全ての使用料を無料とした。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)				-
件 数				-
減免の状況			年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区 分	積 算 概 要			金額(千円)	
需用費	消耗品費	6,102	燃料費	9,571	68,607
	食糧費	154	印刷製本費	91	
	光熱水費	51,140	物品修繕	1,549	
委託料	警備	2,222	清掃	10,591	44,525
	夜間管理	8,999	冷暖房保守点検	7,333	
	樹木剪定草刈	3,027	ごみ収集	302	
	その他	12,051			
その他の 経費	旅費	49	役務費	8,182	24,992
	賃貸料	12,602	備品購入	3,983	
	その他	176			
計				138,124	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	12,538	14,318	17,394	14,750	

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	8,300千円×32名	265,600
嘱託員報酬等	市民センター嘱託職員97名	173,781
臨時職員賃金等	臨時職員4名	1,140
その他(報償費)		
計		440,521

受益者負担率

27年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額	
=	=
138,124 + 14,750 + 440,521 + [] - []	0%

受益者負担率等について
 市民センターの使用料については、多くの市民に気軽に利用いただきたいとの趣旨から、平成元年以来無料としており、現在のところ有料化は考えていない。
 今後は、市民ニーズや他団体の状況等を十分調査のうえ、施設の適正な管理運営のあり方や、使用料導入の可否について検討を進めてまいりたい。

他市等の状況

日立市	※別紙
ひたちなか市	
土浦市	
つくば市	
	ここから下は任意で追加してください。

使用料調書

施設名	見和市民センター
根拠条例等	水戸市市民センター条例
担当課	市民生活課

使用料の状況				
概要及び単価等	使用料は徴収していない。			
改定の経緯 (年度, 単価, 〇%増 等概要)	「集める公民館」から「集まる公民館」への移行を積極的に推進し, 公民館をより気軽により広く, 多数の住民に活用していただくため, 平成元年4月から全ての使用料を無料とした。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)				-
件 数				-
減免の状況				年 度 27年度
				金額(千円)
				-
			件数	-

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	消耗品費	187	燃料費	17
	食糧費	6	印刷製本費	6
	光熱水費	643	物品修繕	859
委託料	警備	67	清掃	508
	夜間管理	180	冷暖房保守点検	
	樹木剪定草刈		ごみ収集	12
	その他	145		912
その他の 経費	旅費		役務費	58
	賃借料	3,738	備品購入	
	その他			3,796
計				5,567
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	22		52	25

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	所長1名	8,300
嘱託員 報酬等	嘱託員3名	4,948
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		13,248

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		-
=	$\frac{5,567 + 25 + 13,248 + \boxed{} - \boxed{}}{}$	= 0%
受益者 負担率 等につい ての考察		

使用料調書

施設名	国田市民センター
根拠条例等	水戸市市民センター条例
担当課	市民生活課

使用料の状況				
概要及び単価等	使用料は徴収していない。			
改定の経緯 (年度, 単価, ○%増 等概要)	「集める公民館」から「集まる公民館」への移行を積極的に推進し, 公民館をより気軽により広く, 多数の住民に活用していただくため, 平成元年4月から全ての使用料を無料とした。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)				-
件 数				-
減免の状況				年 度
				27年度
				金額(千円)
				-
			件数	-

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	消耗品費	148	燃料費	42
	食糧費	6	印刷製本費	16
	光熱水費	878	物品修繕	1,090
委託料	警備	86	清掃	136
	夜間管理	180	冷暖房保守点検	236
	樹木剪定草刈		ごみ収集	17
	その他	471		1,126
その他の 経費	旅費		役務費	1
	賃借料		備品購入	
	その他			1
計				2,217
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,394	374	1,008	925

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	所長1名	8,300
嘱託員 報酬等	嘱託員3名	4,193
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		12,493

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		-
=	$\frac{2,217 + 925 + 12,493 + \square - \square}{\square}$	= 0%
受益者 負担率 等につい ての考察		

他市の使用料徴収状況について

○日立市

日立市十王交流センター等 22 施設
 使用料…全て無料

○ひたちなか市

市毛コミュニティセンター等 10 施設
 使用料…施設ごとに設定されている
 市毛コミュニティの施設使用料

室名	午前	午後	夜間
集会室	1,410 円	2,520 円	3,160 円
会議室 1	570 円	1,040 円	1,280 円
会議室 2	1,140 円	2,040 円	2,520 円
和室	270 円	520 円	640 円
実習室	1,560 円	2,320 円	2,720 円

※公益性が高い団体等には、減免する場合もある。

○土浦市

一中地区公民館（一中地区コミュニティセンター）等 8 施設
 使用料…施設ごとに設定されている

一中地区公民館（一中地区コミュニティセンター）の施設使用料

室名	午前	午後	夜間
集会室	1,620 円	1,620 円	1,830 円
会議室	860 円	860 円	1,080 円
和室 1	430 円	430 円	540 円
和室 2	320 円	320 円	430 円
調理室 視聴覚室	1,290 円	1,290 円	1,620 円
図書室	430 円	430 円	540 円
保育室	320 円	320 円	430 円

※市内の社会教育関係団体等が社会教育活動のために使用するとき、又は公共団体が使用するときは無料

○つくば市

筑波交流センター等 17 施設

使用料…施設ごとに設定されている

筑波交流センターの施設使用料

室名	30 分当たり
和室	200 円
茶室	100 円
学習室	200 円
工作室	150 円
多目的室	300 円
調理室	350 円

※以下の団体は使用料免除

- ①市内に居住する者が 8 割以上、かつ身障者手帳等の交付を受けている者が 8 割以上の団体
- ②市内に居住する者が 8 割以上、かつ 65 歳以上の者が 8 割以上の団体
- ③市内の学校、保育所
- ④市が指定している公共性・公益性のある団体

○宇都宮市

平石地区市民センター等 40 施設

使用料…施設ごとに設定されている

平石市民センターの施設使用料

室名	午前	午後	夜間
ホール 1	1,830 円	2,690 円	2,370 円
ホール 2	1,610 円	2,470 円	2,260 円
調理室	1,390 円	2,160 円	1,940 円
学習室 1	1,290 円	1,940 円	1,720 円
学習室 2	860 円	1,290 円	1,180 円
和室	430 円	640 円	530 円
創作室	1,080 円	1,610 円	1,390 円

※市長が特別な理由があると認めた場合には使用料の全部又は一部を免除

○前橋市

桂萱公民館（市民サービスセンター）等 16 施設

使用料…施設ごとに設定されている

桂萱公民館の施設使用料

室名	午前	午後	夜間
ホール	1,340 円	1,830 円	1,830 円
会議室	430 円	580 円	640 円
和室 1	210 円	310 円	310 円
和室 2	260 円	370 円	370 円
調理室	480 円	640 円	640 円
講義室	430 円	580 円	580 円

※以下の場合には使用料減免

- ①教育活動を行う団体で、その活動が公益性を有すると認められたものが、社会教育に関する事業を行うために利用するとき
- ②市が出資している法人等が市の行政に寄与する目的のために利用するとき
- ③地域住民によって組織された団体が、生涯学習活動を行うために利用するとき 等

平成27年度 水戸市市民センター利用状況一覧

H27.4.1~H28.3.31

No.	施設名	利用件数(件)	利用人数(人)
1	三の丸市民センター	1,983	28,061
2	五軒市民センター	2,467	32,853
3	新荘市民センター	2,068	32,747
4	城東市民センター	1,455	23,889
5	竹隈市民センター	1,637	26,054
6	常磐市民センター	1,983	34,969
7	緑岡市民センター	1,347	22,654
8	寿市民センター	1,037	15,322
9	上大野市民センター	643	8,319
10	柳河市民センター	1,123	14,774
11	渡里市民センター	1,196	22,565
12	吉田市民センター	1,669	28,239
13	酒門市民センター	1,137	15,558
14	石川市民センター	2,096	34,073
15	飯富市民センター	639	8,380
16	国田市民センター	845	9,654
17	桜川市民センター	2,102	31,046
18	上中妻市民センター	1,480	17,938
19	山根市民センター	839	11,545
20	見川市民センター	1,032	18,206
21	千波市民センター	1,469	21,965
22	見和市民センター	1,968	35,402
23	双葉台市民センター	2,065	38,192
24	笠原市民センター	1,385	20,128
25	赤塚市民センター	1,445	16,725
26	吉沢市民センター	1,000	14,907
27	堀原市民センター	1,798	28,775
28	下大野市民センター	696	10,036
29	稲荷第一市民センター	123	1,110
30	稲荷第二市民センター	1,232	17,235
31	大場市民センター	980	11,597
	計	42,939	652,918

○水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

使用料調書

使用料名	墓地公園管理使用料(H27決算ベース)
根拠条例等	水戸市公園墓地条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況				
概要及び単価等	浜見台霊園及び堀町公園墓地の管理料 使用面積1㎡当たり1年につき800円 墓地1区画当たり面積（浜見台霊園）4㎡～36㎡以下（堀町公園墓地）4㎡			
改定の経緯	平成10年 600円→800円/年・㎡			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	38,354	38,234	38,108	38,232
件数	7,435	7,463	7,484	7,461
減免の状況	生活保護受給者等		年度	27年度
			金額(千円)	61
			件数	11

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要		金額(千円)	
需用費	消耗品費	328	1,705	
	燃料費	231		
	印刷製本費	391		
	光熱水費	603		
	修繕料	152		
委託料	清掃及び樹木管理	11,103	12,187	
	園内警備	454		
	支障樹木剪定	400		
	その他	230		
その他の経費	通信運搬費	631	4,139	
	手数料	313		
	火災保険料	2		
	自動車損害保険料	68		
	使用料及び賃借料	442		
	工事請負費	2,538		
	公課費	18		
	償還金利子及び割引料	127		
計			18,031	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	
	1,119	186	13	金額(千円)
				439

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 技能労務職 (8,300×1人)*1=8,300 (7,900×1人)*1=7,900 【墓地公園職員分】 8,300×2.3人=19,090 【本課職員分】	35,290
嘱託員 報酬等	報酬 1,135 共済費 175	1,310
臨時職員 賃金等	賃金 447 共済費 73	520
その他 (報償費)		-
計		37,120

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
=	38,108	=
=	18,031 + 439 + 37,120 + [] - []	= 68.6 %
受益者 負担率 等につ いての考察	平成28年度から公園墓地維持管理業務の民間委託を行っていることを踏まえ、平成28年度予算額に基づき作成した別紙調書により検討したい。	

他市等の状況

日立市	成沢霊園 562円/m ² , 十王霊園 620円/m ² , 東平霊園 1,000円/m ² , 鞍掛山霊園 1,526円/m ²
ひたちなか市	磯崎墓地 252円/m ² , 堀口墓地 262円/m ² , 高野墓地 262円/m ² , たかのす霊園 788円/m ²
土浦市	今泉第一霊園 635円/m ² , 今泉第二霊園432~749円/m ²
つくば市	市営墓地なし

使用料調書

使用料名	墓地公園管理使用料(H28予算ベース)
根拠条例等	水戸市公園墓地条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況				
概要及び単価等	浜見台霊園及び堀町公園墓地の管理料 使用面積1㎡当たり1年につき800円 墓地1区画当たり面積（浜見台霊園）4㎡～36㎡以下（堀町公園墓地）4㎡			
改定の経緯	平成10年 600円→800円/年・㎡			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	38,354	38,234	38,108	38,232
件 数	7,435	7,463	7,484	7,461
減免の状況	生活保護受給者等		年 度	27年度
			金額(千円)	61
			件数	11

施設運営コスト				
①運営経費(28年度予算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費	367	2,172	
	燃料費	144		
	印刷製本費	700		
	光熱水費	761		
	修繕料	200		
委託料	公園墓地管理業務(浜見台霊園)	10,035	21,361	
	清掃及び樹木管理	10,757		
	その他	569		
その他の 経費	通信運搬費	704	3,399	
	広告料	16		
	手数料	348		
	火災保険料	2		
	使用料及び賃借料	489		
	工事請負費	1,780		
	原材料費	50		
	償還金利子及び割引料	10		
計			26,932	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,119	186	13	439

③人件費(28年度予算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 8,300×2.3人=19,090【本課職員分】	19,090
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		19,090

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
=	38,108	=
	26,932 + 439 + 19,090 + [] - []	82.0%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>基準をやや下回っているが、浜見台霊園維持管理業務の民間委託化に伴い、平成27年度決算による算定から受益者負担率が大きく改善(68%→82%)していることから、現行どおりの使用料としたい。 なお、さらなる経営改善に向けて、コスト削減や管理料の増加に努める。</p>	

(参考)墓地公園利用状況

施設名	平成26年度			平成27年度			
	総区画数	利用区画数	空き状況	総区画数	利用区画数	空き状況	
浜見台霊園	1種	450	448	2	450	445	5
	2種	1,470	1,463	7	1,470	1,461	9
	3種	2,034	2,032	2	2,034	2,029	5
	4種	2,631	2,383	248	2,631	2,459	172
	特別霊域	586	582	4	586	578	8
	計	7,171	6,908	263	7,171	6,972	199
堀町公園墓地	749	746	3	749	747	2	
合 計	7,920	7,654	266	7,920	7,719	201	

使用料調書

使用料名	斎場使用料(式場等)
根拠条例等	水戸市斎場条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況								
概要及び単価等	市内				市外			
	第一式場 超過	第二式場 超過	第三式場 超過	待合室 超過	第一式場 超過	第二式場 超過	第三式場 超過	待合室 超過
	54,000/3h 13,500/h	18,000/3h 4,500/h	9,000/3h 2,250/h	4,000/2h 1,000/h	108,000/3h 27,000/h	36,000/3h 9,000/h	18,000/3h 4,500/h	8,000/2h 2,000/h
霊安室 1,000/日				霊安室 2,000/日				
改定の経緯	平成10年 待合室 2,000円→4,000円 平成14年 第三式場 6,000円→9,000円(洋室化に伴う料金改定)							
年 度	25年度		26年度		27年度		25～27年度平均	
決算額(千円)	37,955		35,963		32,835		35,584	
件 数	4,323		4,136		4,000		4,153	
減免の状況	霊安室使用料免除 (1)生活保護(2)市長が特に認めるとき				年 度	27年度		
					金額(千円)	156		
					件数	156		

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区 分	積 算 概 要			金額(千円)	
需用費	消耗品費	763		8,628	
	燃料費	804			
	印刷製本費	0			
	光熱水費	6,849			
	修繕料	212			
委託料	清掃	5,518	警備	30	8,993
	電気工作物保安管理	168	空調設備保守点検	259	
	池浄化施設保守点検	54	樹木管理	1,003	
	エレベーター保守点検	210	定期点検	516	
	消防施設保守点検	72	電話予約	1,090	
	自動ドア保守点検	73			
その他の 経費	通信運搬費	197		7,153	
	手数料	97			
	火災保険料	47			
	自動車損害保険料	7			
	使用料	3,854			
	備品	2,951			
計				24,774	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	3,258	4,664	6,442	4,788	

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	行政職 技能労務職 (8,300×2人)*95%=15,770 (7,900×5人)*5%=1,975【斎場職員分】 8,300×0.7人=5,810【本課職員分】	23,555
嘱託員報酬等	報酬 2,262*65%=1,470 共済費 349*65%=227	1,697
臨時職員賃金等	賃金 1,648*65%=1,071 共済費 16*65%=10	1,081
その他(報償費)		-
計		26,333

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		75%
= 32,835		
= 24,774 + 4,788 + 26,333 + [] - []		58.7%
受益者負担率等についての考察	基準を下回っており、平成29年度以降、待合室の洋室化に取り組む予定であることから、式場等使用料の見直しに向け検討を進めることとしたい。	

他市等の状況

市名	市内				市外			
	式場A	式場B	待合室	霊安室	式場A	式場B	待合室	霊安室
日立市	9,620/回 (祭壇別料金)	3,460/回 (祭壇別料金)	1,080~ 1,730	5,000/24h	14,430/回 (祭壇別料金)	5,190/回 (祭壇別料金)	1,620~ 2,595	10,000/24h
ひたちなか・東海広域	20,000/2h (5,000/h)	15,000/2h (3,000/h)	4,000/2h (1,000/h)	3,000/24h (500/h)	60,000/2h (15,000/h)	45,000/2h (10,000/h)	8,000/2h (2,000/h)	20,000/24h (2,000/h)
土浦市 (H28.10~)	通夜 53,000/回 告別式 45,000/回		9,000/2h	2,000/24h	通夜 159,000/回 告別式 135,000/回		27,000/2h	6,000/24h
つくば市	46,280/回	30,850/回	5,140/2h	5,140/24h (2,570/12h)	92,570/回	61,710/回	20,570/2h	20,570/24h (10,280/12h)
大洗町	30,000/2h (5,000/h)		4,000/2h (1,000/h)	3,000/24h	70,000/2h (15,000/h)		8,000/2h (2,000/h)	20,000/24h
那珂市	通夜 30,000/回 告別式 50,000/回	通夜 20,000/回 告別式 30,000/回	5,000/2h	5,000/24h	通夜 60,000/回 告別式 100,000/回	通夜 40,000/回 告別式 60,000/回	15,000/2h	15,000/24h
茨城町	20,000/4h (2,000/h)		5,000/4h (500/h)	5,000/24h	80,000/4h (5,000/h)		10,000/4h (1,000/h)	10,000/24h
笠間地方広域事務組合	51,420/回	30,850/回	3,080/2h (1,020/h)	3,080/24h	154,280/回	92,570/回	10,280/2h (2,050/h)	30,850/24h

※()は、超過料金

平成27年度齋場（式場等）使用料決算内訳

※（ ）免除件数 単位：円

区分	件数	市 内		市 外		合計
		件 数	金 額	件 数	金 額	
第1式場	75	69	@54,000 3,726,000	6	@108,000 648,000	4,374,000
超過時間	48	40	@13,500 540,000	8	@27,000 216,000	756,000
第2式場	402	383	@18,000 6,894,000	19	@36,000 684,000	7,578,000
超過時間	23	23	@4,500 103,500	-	@9,000 -	103,500
第3式場	415	401	@9,000 3,609,000	14	@18,000 252,000	3,861,000
超過時間	5	5	@2,250 11,250	-	@4,500 -	11,250
待合室	2,931	2,773	@4,000 11,092,000	158	@8,000 1,264,000	12,356,000
超過時間	3,553	3,332	@1,000 3,332,000	221	@2,000 442,000	3,774,000
霊安室	177	(156) 177	@1,000 21,000	-	-	21,000
計	4,000	3,803	29,328,750	197	3,506,000	32,834,750

手数料調書(し尿処理・浄化槽汚泥処理)

手数料名	し尿処理手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	衛生管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	し尿くみ取り手数料(水戸地区) 水戸地区のし尿の収集運搬は委託制で行っている。 定額 月額350円/人 加算 500円/回・世帯(1か月2回以上収集する場合) 従量10円/ℓ			
改定の経緯	S53 定額150円/人から200円/人 加算300円(新設) 従量5円/ℓから6円/ℓ S56 定額200円/人から280円/人 加算300円から400円 従量6円/ℓから8円/ℓ H10 定額280円/人から350円/人 加算400円から500円 従量8円/ℓから10円/ℓ			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	76,062	70,170	64,506	70,246
件数	27,600	25,949	24,156	25,902
減免の状況	(1)災害救助法又は水戸市災害見舞等に関する条例が適用され現に被害を受けた者。 (2)豪雨等により床下浸水し、現に被害を受けた者。 (3)その他市長が認める者。		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区分	積算概要			金額(千円)	
	し尿処理関係経費		クリーンセンター運営経費(20.52%分)		
需用費	消耗品費	457	消耗品費	3,800	13,203
	燃料費	50	燃料費	26	
	印刷製本費	934	印刷製本費	19	
			光熱水費	7,903	
			修繕料	14	
委託料	し尿収集運搬	99,464	清掃委託	981	129,017
	その他	111	その他	28,461	
その他の経費	通信運搬費	2,010	通信運搬費	23	2,635
	手数料	229	手数料	215	
	自動車損害保険料	42	火災保険料	39	
	償還金利息及び割引料	5	自動車損害保険料	44	
	旅費	5	使用料	3	
			負担金	1	
			公課費	18	
			旅費	1	
計		103,307		41,548	144,855
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	483	306	605	465	

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 (8,300×4人)*20.52%=6,813 技能労務職 (7,900×3人)*20.52%=4,863【クリーンセンター職員分】 8,300×3.4人=28,220【本課職員分】	39,896
嘱託員 報酬等	報酬 3,259 共済費 500	3,759
臨時職員 賃金等	賃金 1,628*20.52%=334 共済費 256*20.52%=53	387
その他 (報償費)		-
計		44,042

受益者負担率

27年度手数料収入額		基準
運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準		75%
64,506		
= 144,855 + 465 + 44,042 + - 		= 34.1%
受益者 負担率 等につい ての考察	本市のし尿処理については、合併に伴い3処理区域となっているが、行政制度の一体性の確保、市民負担(手数料)の公平性、運営の効率化等の観点から、現在、今後のし尿処理の全体のあり方について協議、検討を進めており、この中で手数料のあり方についても十分に検討を進めていくものとした。	

他市等の状況

手数料の状況(単価等)

市名\種別	定額料金	従量料金	備考
日立市		許可業者が設定	【定額】基本料金400円+250円(普通)/人【従量】150円/18ℓ (8.3円/ℓ)
ひたちなか市	280円/人	140円/18ℓ (7.8円/ℓ)	
土浦市		許可業者が設定	【定額】265円/世帯+340円/人【従量】175円/18ℓ (9.7円/ℓ)
つくば市		許可業者が設定	各業者により設定
茨城地方広域 環境事務組合 (内原地区)		許可業者が設定	157円/18ℓ (8.7円/ℓ)
大洗、鉾田、水 戸環境組合 (常澄地区)		許可業者が設定	108円/18ℓ (6.0円/ℓ)

手数料調書(し尿処理・浄化槽汚泥処理)

手数料名	浄化槽汚泥処分手数料
根拠条例等	水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
担当課	衛生管理課

手数料の状況				
概要及び単価等	浄化槽汚泥処分手数料(水戸地区) 水戸地区の浄化槽汚泥の収集運搬は許可制で行っている。 25円/10kg			
改定の経緯	平成17年7月から 単価20円/10kg→単価25円/10kg			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	71,823	71,472	67,226	70,174
件 数	28,729	28,588	26,890	28,069
減免の状況	無	年 度		27年度
		金額(千円)		-
		件数		-

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要 ※クリーンセンター運営経費(79.48%分)		金額(千円)	
需用費	消耗品費	14,712	45,535	
	燃料費	98		
	印刷製本費	72		
	光熱水費	30,601		
	修繕料	52		
委託料	清掃委託	3,799	114,010	
	その他	110,211		
その他の 経費	通信運搬費	88	1,322	
	手数料	830		
	火災保険料	149		
	自動車損害保険料	169		
	使用料	12		
	負担金	2		
	公課費	68		
旅費	4			
計			160,867	
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,869	1,185	2,339	1,798

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	行政職 (8,300×4人)*79.48%=26,387 技能労務職 (7,900×3人)*79.48%=18,837【クリーンセンター職員分】 8,300×1.7人=14,110【本課職員分】	59,334
嘱託員報酬等	報酬 1,491 共済費 229	1,720
臨時職員賃金等	賃金 1,628*79.48%=1,294 共済費 256*79.48%=203	1,497
その他(報償費)		-
計		62,551

受益者負担率

27年度手数料収入額		基準
運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準		75%
67,226		
=		= 29.8%
$\frac{160,867 + 1,798 + 62,551 + \square - \square}{67,226}$		
受益者負担率等についての考察	<p>下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法の趣旨を踏まえ、手数料を無料としている自治体も見受けられる。</p> <p>本市のし尿処理については、合併に伴い3処理区域となっているが、行政制度の一体性の確保、市民負担(手数料)の公平性、運営の効率化等の観点から、現在のし尿処理の全体のあり方について協議、検討を進めており、この中で浄化槽汚泥処分手数料のあり方についても十分に検討を進めていくものとした。</p>	

他市等の状況

	他市等の状況	備考
日立市	無料	
ひたちなか市	10円/10kg	
土浦市	18円/10kg	
つくば市	3円/10kg	
茨城地方広域環境事務組合(内原地区)	1.3~2.6円/10kg	
大洗、鉾田、水戸環境組合(常澄地区)	1.9~2.4円/10kg	

使用料調書

使用料名	市営住宅汚水処理場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担当課	住宅政策課

使用料の状況				
概要及び単価等	市営見川住宅, 酒門町東原住宅, 柳河町住宅に設置されている汚水処理場の使用料 1戸につき月額2,700円			
改定の経緯	各住宅建設時に電気料金やメンテナンス経費等の必要経費から計算して設定しており, その後の改定は行っていない。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	8,429	7,520	7,073	7,674
件 数	3,339	3,013	2,826	3,059
減免の状況	なし	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	光熱水費	2,950		
委託料	維持管理業務委託	6,188		
その他の経費	浄化槽法定検査手数料 (見川住宅16千円, 酒門町東原住宅16千円, 柳河町住宅13千円)	45		
計		9,183		
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	2,992	1,065	1,425	1,827

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		75%
= 7,073		= 64.2 %
= 9,183 + 1,827 + - + - - -		
受益者 負担率 等につ いての 考察	受益者負担率が64.2%であり、基準値75%を下回っているため、他市の状況も踏まえながら、使用料の見直しを検討する必要がある。 なお、現在3か所で稼働している汚水処理場については、今後、順次、公共下水道に接続することにより、将来的には廃止する予定である。	

他市等の状況

日立市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
ひたちなか市	2,540円(1か所), 2,950円(3か所)
土浦市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
つくば市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
茨城県	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)

